

## 農業者年金で公金受取口座を利用する方法

マイナポータル等から国（デジタル庁）に公金受取口座を登録されている方は、農業者年金基金が支給する年金等を公金受取口座で受け取ることができます。

公金受取口座を利用される場合は、次の手順でお申し出ください。

### 1 JAに請求書等を提出するときにチェック

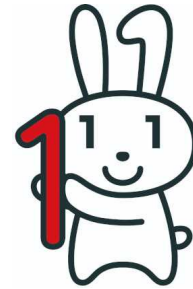
裁定請求書や死亡関係届出書等（以下「請求書等」といいます。）を提出する際に、請求書等における振込を希望する金融機関欄の「**公金受取口座を利用します**」の□に**チェック✓**を付けてください。

なお、公金受取口座を利用する場合、通帳の写し等の添付は不要ですが、**口座番号の相違等による振込不能を防ぐため、「口座番号」及び「金融機関名」の記入にご協力をお願いします。**

### 2 農業者年金基金に個人番号（マイナンバー）を登録

JAから下記の書類を受け取り、送付用宛名ラベルを用いて、**10日以内**に**農業者年金基金に郵送**してください。（切手はお客様がご用意ください。）

- ① 個人番号登録書
- ② 本人確認書類（写）貼付台紙
- ③ 請求書等の1枚目の写し



※ 「個人番号登録書」及び「本人確認書類（写）貼付台紙」については、農業者年金基金のHP（ホームページ）にある「手続きに関するお知らせ」の「公金受取口座に関する手続き」からダウンロードすることもできます。

### 3 注意事項

- (1) 基金に個人番号登録書の提出がない、国（デジタル庁）に公金受取口座の登録をしていない、公金受取口座の利用を中止した等の理由で、お客様の公金受取口座が確認できなかった場合は、JAを通じて請求書等をお返ししますので、改めて振込を希望する口座をご指定ください。
- (2) 公金受取口座により年金を受給されている方が、公金受取口座を変更した場合、農業者年金の振込先も自動的に変更されます。ただし、変更には一定期間を要し、それまでは変更前の公金受取口座に振り込まれます。
- (3) 公金受取口座の利用を中止する場合は、JAに「農業者年金受給権者金融機関（口座番号）変更届（様式第61号）」を提出してください。

#### 【お問合せ先】

給付課（裁定班・管理班） 電話：03-3502-3945

## スマートフォンを利用した公金受取口座の登録方法

### ●マイナポータルにアクセス



<https://myna.go.jp>

### ●登録に必要なものは？

スマートフォンを利用した公金受取口座の登録には、以下が必要です。

- マイナンバーカード
- 本人名義の預貯金口座
- マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン
- マイナポータルアプリのインストール



※画面は開発中のものにつき、実際の仕様とは異なる場合があります。  
(デジタル庁広報資料より)

## 年金や一時金を請求する場合の事務手順

